

## 区域外流入

### 条件

① 狭山市下水道整備予定区域(全体計画区域)であること。

② 前面に放流可能な管渠があること。 【公共下水道(汚水)】

ただし、狭山市下水道整備全体計画に従って、管渠整備を実施する場合、別途協議

③ 施工について技術的に可能であること。(地下埋設物等)

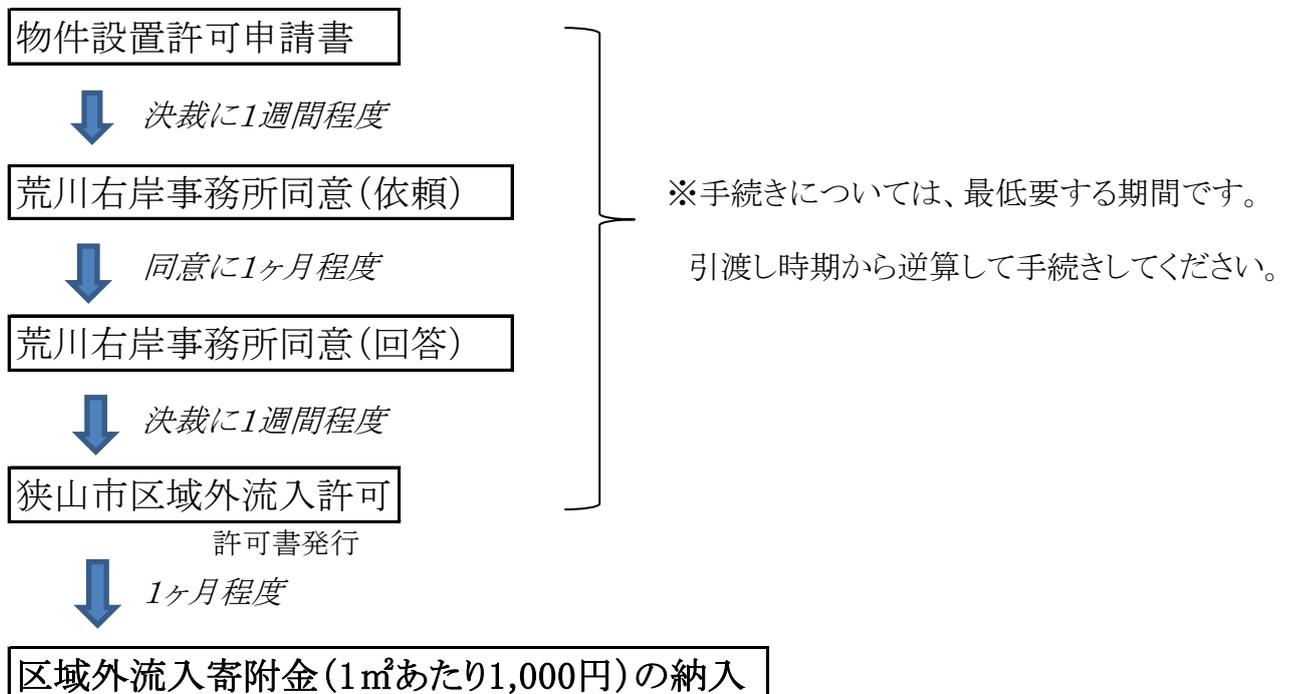
④ 専用住宅であること。(同等の放流水質であること。)

事業系の場合は、別途協議

⑤ 宅内に降った雨について、雨水流出抑制施設を設けること。

「狭山市宅地等の開発に関する指導要綱」参考

⑥ 汚水取付管・雨水流出抑制施設の設置は、自費にて施工すること。



※ 申請内容に変更が生じた場合は、届け出が必要です。

工事完了後、雨水処理施設の竣工図・写真等を提出してください。